

# 分野ごとの現状・課題

## —健康・福祉—

### [ 目 次 ]

政策 1	健康.....	1
施策 01	地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します	
施策 02	安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます	
施策 03	生活習慣病について知ることで、区民自らが健康管理できるようにします	
施策 04	食育を通じて、心身ともに健康で豊かに生活できるようにします	
政策 2	医療.....	5
施策 01	医療機関との連携を図り、必要な医療を提供できるようにします	
施策 02	心の健康を保ち、適切な精神医療につながるようにします	
施策 03	医療保険を安定的に運営するとともに、区民が必要な医療を受けられるようにします	
政策 3	衛生.....	9
施策 01	感染症の発生や拡大を抑制します	
施策 02	食品の安全を推進します	
施策 03	医療と医薬品の安全を推進します	
施策 04	生活環境の衛生を維持します	

- 政策 4 高齢者支援..... 13
- 施策 01 高齢者がサークル活動や就労の場を持ち、元気に生活できるようにします
  - 施策 02 高齢者が介護を必要とせずに自立して生活できるようにします
  - 施策 03 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします
- 政策 5 障害者支援..... 17
- 施策 01 障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します
  - 施策 02 障害者が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援します
  - 施策 03 発達が心配される児童一人ひとりの発達を支援します
- 政策 7 低所得者支援..... 21
- 施策 01 生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにします
- 政策 8 地域福祉..... 23
- 施策 01 福祉サービスを必要とする人が安心してサービスを利用できるようにします
  - 施策 02 支援が必要な高齢者等を地域で支えあうしくみをつくります
- 政策 16 人権・平和・ユニバーサルデザイン..... 25
- 施策 01 すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします
  - 施策 02 世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします
  - 施策 03 すべての人にとって使いやすいデザインやしくみが随所に取り入れられるようにします

# 一政策1 健康一

## 施策01 地域ぐるみの健康づくりを展開し、区民の健康づくりを支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 平成29年における本区の65歳健康寿命<sup>1</sup>は、男性が80.56歳、女性が82.51歳で、いずれも東京都の平均を下回っています。
- 「健康づくりに取り組んでいる区民の割合」は、平成25～30年度では、平成29年度に落ち込みがあったもののほぼ横ばいで推移しています。しかし、各種健康事業の参加者は、年々増加傾向で推移しています。
- 本区の自殺死亡率（人口10万人あたりの自殺者数）は、国や東京都に比べ経年的に高い傾向にあります。毎年約90人の方が自殺で亡くなっています。
- 平成29年の調査によると、区民の喫煙率は男女とも減少傾向にあるものの、喫煙状況は「吸っている」が全体で16.6%（男性27.3%、女性9.0%）となっています。また、4か月児健康診査時のアンケートによれば、健診受診者の家庭での喫煙率は31%と高い状況にあります。

#### <課題>

- 健康寿命を延ばすためには、区民一人ひとりが、それぞれの年代にあった健康づくりに主体的に取り組むことが重要であり、現時点で健康づくりに無関心な人に新たに参加してもらうことが特に必要です。
- 健康づくりに取り組んでいる働く世代の区民の割合が少ないことから、今後は特に働く世代の運動習慣の定着化や食生活の改善を促す取組の充実、各種健康事業への参加方法の簡素化や働きながらでも取り組める健康づくり支援事業の検討が必要です。
- 自殺を防止するためには、保健・医療分野のみならず、福祉や子育てなど、あらゆる分野において自殺を防ぐ仕組みを構築する必要があるため、全庁的な推進体制を整えることが求められます。
- 喫煙の健康への影響について十分な知識の普及啓発を行い、受動喫煙防止を推進することが求められます。

<sup>1</sup> 65歳の人が何らかの障害のために日常生活動作が制限されるまでの年齢を平均的に表したものの。

## 施策02 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、親と子の心身の健康を支えます

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 本区では、すべての妊産婦に寄り添った支援を行うため、「ゆりかご面接<sup>2</sup>」を実施しています。近年、面接率は年々向上しており、平成30年度末現在では81.4%に達しています。
- 保健師・助産師による妊娠後期訪問事業<sup>3</sup>や、こんにちは赤ちゃん訪問事業<sup>4</sup>などを通じて、母親の育児不安や孤独感の軽減に取り組んでいるほか、保健センターや子ども未来プラザなどの身近な施設において、保健師・助産師・看護師と保育士が連携し、母子健康手帳交付時から就学までの子育て期に、個別面談や集団遊びなどを通じた相談支援を行っています。
- 区民に身近な施設において、妊娠中から子育て期に継続的な相談ができ、かつ利用できるサービスメニューが増えたことを背景に、「安心して子育てができると思う区民の割合」は、平成25年度の53.3%から平成30年度の63.1%と約10ポイント上昇しています。

#### <課題>

- 近年、転出や病気、障害等の理由のほか、ネグレクト（放棄・放任）や居所不明等の理由により、乳児健康診査、1歳6か月児及び3歳児の健康診査では、未受診の子どもが1割程度存在していることから、受診率の向上を目指すとともに、未受診児の保護者の状況把握や支援に取り組む必要があります。
- 妊娠・出産・育児に関する多くの情報が氾濫する中、世帯の小規模化の進展等を背景に家庭の養育力が低下し、妊娠・出産・育児に対して不安を抱える保護者や児童虐待の件数が増加傾向にあることから、不安を抱える保護者に対する相談体制や児童虐待の未然防止及び早期発見に向けた取組を強化する必要があります。
- 出産後間もない産婦は、ホルモンバランスの変化や育児に伴う生活リズムの変化などにより心身の健康状態が不安定になる場合があります。そこで、産婦の心身の健康状態を確認し、安心して子育てができるように支援する必要があります。

<sup>2</sup> 妊娠届出時に保健師・助産師等の専門職による妊婦面接（ゆりかご面接）を実施します。

<sup>3</sup> 妊娠28週～36週の妊婦の方の家庭を保健師・助産師が訪問し、産後の生活に必要な準備、体調、育児、区の支援サービスについて相談を実施します。

<sup>4</sup> 生後4か月になるまでの赤ちゃんのいる家庭を保健師・助産師が訪問し、産後の体調のこと、子育てのことなどさまざまな相談を実施します。

## 施策03 生活習慣病について知ることで、区民自らが健康管理できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### ＜現状＞

- 平成25年から実施している糖尿病アクションプランを推進し、糖尿病対策推進会議の開催等により、医師会、歯科医師会、薬剤師会など、糖尿病に関わる区内の医療機関同士の情報共有や横の連携が図られています。
- 国民健康保険被保険者の糖尿病に対する医療費は、年々増加傾向にあるほか、特定健康診査<sup>5</sup>の受診年齢未満の若年者の糖尿病有病率も、平成28年の20歳代2.8%・30歳代8.1%から、平成29年の20歳代3.1%・30歳代9.1%と上昇傾向にあります。また、30歳代の生活習慣病に関する健診結果は、20歳代よりも悪化しており、若いうちに発症し、長い期間をかけて重症化している傾向があり、健診受診が個人の健康管理に活用されていない可能性が考えられます。
- 区民の死亡原因の第1位はがんであり、死亡率（年齢調整死亡率）は国よりも高くなっています。しかし、各がん検診の受診率は、国の目指すがん検診受診率50%を達成していない状況です。平成29年度までのがん検診では、胃がん・乳がん検診の受診率が特に低く、乳がん検診については特別区の中で最も受診率が低いという現状です。

#### ＜課題＞

- 20歳代及び30歳代の健康診査の受診者が、受診をきっかけとして自ら健康づくりに取り組めるよう支援が求められています。
- 代表的な生活習慣病である糖尿病については、発症や合併症の進行を予防するための総合的な対策を行う必要があります。
- がんの予防、早期発見・早期治療に結びつけるために、適正な精度管理の下でがん検診を実施する必要があります。また、がんに関する正しい知識啓発や相談体制の充実が求められています。
- 生活習慣病である歯周病は、年齢とともに有病率が高くなっています。若い時期から正しい口腔ケアの知識や歯周病予防の大切さ、かかりつけ歯科医への受診の意義について普及啓発し、歯と口腔の健康を守る習慣を定着させるために、若年層に対する歯科保健対策を進めていく必要があります。

<sup>5</sup> 40～75歳未満の加入者を対象とする内臓脂肪型肥満（メタボリックシンドローム）に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）のこと。

## 施策04 食育を通じて、心身ともに健康で豊かに生活できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### ＜現状＞

- 平成29年調査によると、「栄養バランスに注意している」人は74.2%で、女性に比べ男性は低い傾向があります。朝食の摂取では、「必ず食べる」は75.1%で、女性に比べ男性の欠食が多く、特に30歳代男性の欠食率は30.3%と高い状態です。また、乳幼児の食事は、保護者の食生活に大きく影響され、平成30年度3歳児健診アンケートによると、保護者の朝食欠食率は父親で40.6%、母親では11.7%となっています。
- 幼児の食育の重要性から、私立・区立保育園の職員を対象に保健所の栄養士が食育媒体を使用した指導について研修を行い、各保育園では保育士や栄養士が園児に向けた食育教室を行っています。また、区立保育園へ保健所の栄養士が出向き、保護者に食育教室を行っています。
- 食の環境整備から外食でもバランス良く、野菜も摂りたいと希望する区民のニーズを踏まえ、来店者が栄養バランスの良いメニューや野菜たっぷりのメニューを選べたり、塩分を控える注文ができるなど、健康的な食のサービスを提供する飲食店を「かつしかの元気食堂」として認定しています。平成30年度末における認定店数113店となっています。
- 平成29年調査によると、高齢者（65歳以上）のうち、低栄養傾向であるBMI 20以下の割合は女性が21.9%、男性が13.8%となっています

#### ＜課題＞

- 区民の健全な食生活を促進するため、若年層をはじめとする区民の食育に対する意識を高めしていく必要があります。個々の家庭や個人の食事においても健康的なメニューを選べるよう、栄養バランスのとれた食事や野菜の必要摂取量等について、効果的に普及啓発を進める必要があります。
- 子育て世代の人たちが、健康な食生活への行動変容ができるような支援が求められています。
- 高齢者が食欲不振等により低栄養状態になると、フレイル状態になりやすくなります。高齢者が必要な栄養を摂取できる健康的な食生活の普及啓発が必要です。
- 「かつしかの元気食堂」の認定店数は増えてきましたが、区内の飲食店数と比較すると1割に満たない状況です。

# －政策2 医療－

## 施策01 医療機関との連携を図り、必要な医療を提供できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### ＜現状＞

- 近年、医療技術の進歩により入院日数の短縮化が進んだことや高齢化の進展によって、在宅で医療を受ける区民が増加しています。
- 在宅医療を希望する高齢者及びその家族が安心して在宅療養生活を送れるよう、かかりつけ医と入院医療機関の連携や在宅療養に関する相談窓口を設置しています。また、医療機関や介護サービス事業者等との会議を開催し連携を図っています。さらに、区民向けセミナーやガイドブック及びチラシを配布し、区民への普及啓発活動に取り組んでいます。
- 本区では、休日や夜間等に病気になった方のために、休日・土曜応急診療事業を実施しており、平成30年度には約24,900人に上る区民に利用されています。
- 災害時における円滑な医療救護活動の習熟を図るため、葛飾区医師会との連携による緊急医療救護所<sup>1</sup>訓練を実施していますが、医療体制や運営等を明確化する必要があります。

#### ＜課題＞

- 区民が質の高い医療を地域で安定的に受けることができるよう、多職種が話し合える場を提供して情報共有を図り、更なる連携が求められます。また、既存の在宅療養患者向け医療サービスの質の充実や区民への普及啓発活動を推進する必要があります。
- 区民が休日や夜間に受診できるよう、今後も引き続き、応急の医療体制の確保に努める必要があります。
- 災害時に区民の生命を守るため、区医師会、区歯科医師会、区薬剤師会等と連携し、災害時医療救護計画や救護所ごとの開設マニュアルの見直しを行うなどの改善に取り組む必要があります。

<sup>1</sup> 大規模災害により多数の傷病者が発生した際に、発災後概ね72時間まで開設する救護所で、8か所の設置を予定しています。主に軽症者の治療や病院への転送の要否及び転送順位の決定などを行います。

## 施策02 心の健康を保ち、適切な精神医療につながるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 平成29年度の本区の精神疾患者自立支援医療給付者数は7,735人で、5年間で約2,000人増加しています。精神疾患のある方の中には、治療につながらない方や治療中断により病状が悪化する方も多いと推察されます。
- 平成30年6月時点で区民が1年以上入院していると想定される精神科病院を対象に調査を実施した結果、長期入院患者のうち、医療上退院が可能である患者は4割でした。医療上退院が可能である患者が長期入院に至っている理由を分析し、退院できるための仕組みを構築する必要があります。
- 保健センターでは、入院中や在宅で治療中の精神疾患のある方に、安定して在宅生活を送ることができるよう、治療の継続や生活・就労等の支援に取り組んでいます。

#### <課題>

- 精神疾患は、発病当初は気づかれにくく、早期発見・早期治療に結びつきにくいいため、地域での周知啓発に取り組むとともに、当事者と同様に家族への支援体制を構築していく必要があります。
- 措置入院患者や長期入院患者等の退院に向け、退院後の治療の継続や障害福祉サービス等の地域生活を支えるサービス及び支援の充実を図る必要があります。
- 精神障害者や家族の高齢化に伴い、「親亡き後」を見据え、精神障害者やその家族の方々を地域全体で支える体制を構築する必要があります。



## 施策03 医療保険を安定的に運営するとともに、区民が必要な医療を受けられるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 現在、都道府県が保険者として運営する国民健康保険は、全国的に加入者（被保険者）の年齢構成が高く、また、医療費の水準が高いなどの構造的な問題を抱えており、多くの区市町村が増え続ける支出を保険料等の収入で賄えず、不足分を一般会計からの繰入金<sup>2</sup>で補う厳しい財政運営を強いられています。
- 本区の平成30年度における一般会計からの繰入金は約47億2,000万円であり、このうち法定外繰入金は約16億6,000万円で、平成29年度と比較して約3億7,500万円減少しています。
- 国民健康保険料現年度分については、口座振替原則化（新規加入者）による口座勧奨を、平成29年1月から国保年金課の窓口、同年9月から区民事務所の窓口、さらに平成31年1月からは戸籍住民課の窓口で進めてきました。その結果、平成30年度の保険料現年度分の収納率は86.3%（平成29年度85.8%）、口座振替加入率は33.4%（平成29年度32.3%）で、いずれも前年度に比べて改善しています。
- 国民健康保険の被保険者数は、被用者保険（社会保険）の加入要件の拡大に伴い、年々減少しており、高齢化も進んでいます。一方、1人当たりの医療費が年々増加していることから、今後、保険料の上昇が予測されます。
- 国民健康保険の被保険者の構成をみると、低所得の方が中心となっており、均等割額のみの方や世帯や賦課限度額未満の方の割合が高くなっています。今後、国民健康保険料現年度分（特に均等割額）の上昇によって、未納（滞納）保険料が増えた場合、法定外繰入金も増えることが懸念されます。

#### <課題>

- 医療費の適正化を図るため、これまで以上に特定健康診査<sup>3</sup>の受診率と特定保健指導の利用率を向上させ、生活習慣病の発症と重症化を予防するとともに、後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用促進に向けた取組の継続や令和元年7月から実施している残薬調整支援事業<sup>4</sup>の効果を検証していく必要があります。
- 東京都への納付金の財源である国民健康保険料現年度分の収納率向上に向け、費用対効果を考慮した新たな納付方法を検討していく必要があります。

<sup>2</sup> 一般会計からの補助。区市町村の義務として行わなければならないもの（法定）と、歳入不足の解消や安定した国保運営を目的に、政策的に行うもの（法定外）がある。

<sup>3</sup> 40～75歳未満の加入者を対象とするメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した生活習慣病予防のための健康診査（特定健康診査）及び保健指導（特定保健指導）のこと。

<sup>4</sup> 葛飾区薬剤師会の協力薬局が、希望する区民の方などに「お薬バッグ」を予め渡し、通院時などに医師の処方箋と一緒に処方箋、飲み残しのお薬が入った「お薬バッグ」を協力薬局に持参してもらうことで、薬剤師が服薬指導を行い、区民の健康管理につなげるとともに医療費の適正化を図るための取組。



# — 政策3 衛生 —

## 施策01 感染症の発生や拡大を予防します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### ＜現状＞

- 世界では、エボラウイルス病、中東呼吸器症候群（MERS）、デング熱が発生するなど、国外からもたらされる感染症の脅威が高まっています。また、近年の日本人の海外渡航や訪日客の増加傾向とともに、国内で様々な感染症が発生するリスクが上昇しています。
- このような状況下、本区では、新型インフルエンザ等の感染症の拡大を可能な限り抑制し、区民の生命及び健康を保護すること並びに区民生活及び経済活動に及ぼす影響を最小とするため、平成26年7月に「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。
- 本区の結核患者発生数は減少傾向にありますが、全国や東京都と比べ罹患率が高い状態です。
- 国では、感染症の流行状況、予防接種の効果・副反応の情報などを踏まえ、予防接種制度の検討が進んでいます。

#### ＜課題＞

- 新型インフルエンザ等は、毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとは異なり、およそ10年から40年の周期で発生し、大きな健康被害をもたらすことが懸念されています。新型インフルエンザ等の発生に備え、「葛飾区新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、医療機関等の体制や住民接種の実施に向けた体制等を整備する必要があります。
- 感染症の感染拡大予防及びまん延の防止を総合的に推進するため、区内に滞在する外国人への対応を図りながら、関係機関と連携し、感染症対策の強化に取り組む必要があります。

## 施策02 食品の安全を推進します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 本区では、食品関係事業者への一斉監視、一斉食品収去検査、実務講習会開催等の監視指導・普及啓発を適切に行い、食品の安全・安心の確保に向けた事業者への自主的衛生管理を食品衛生協会とも連携し推進しています。
- 平成30年6月の食品衛生法等の一部改正により、原則として全ての食品等事業者は令和2年6月からHACCP（ハサップ）<sup>1</sup>に沿った衛生管理に取り組むことが求められていることから、区内の食品関係事業者に対して制度の理解促進に向けた取組を行っています。

#### <課題>

- 中小零細や高齢等でHACCPの実施が困難な食品関係事業者に対し、HACCPによる食品の衛生管理に対する理解促進と手法の導入に向けた支援の充実を図る必要があります。
- 食品の安全に対して関心を持つ区民の割合が高いことから、簡単な食品への疑問等については、速やかに説明が受けられる相談方法等を検討する必要があります。
- 食中毒等の健康被害を探知した際には、区民の健康を守るため、迅速適切に食品検査や施設検査、検便検査、患者面談等を実施し、健康危機管理に努める必要があります。

---

<sup>1</sup> 「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略であり、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因（ハザード）を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理手法のこと。

## 施策03 医療と医薬品の安全を推進します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 本区では、患者等から寄せられる医療に関する相談・苦情を受け付け、患者等と医療機関との相互理解を促進する体制を強化するため、平成25年度に電話相談による患者相談窓口を設置している。窓口の利用者数は、平成30年度に過去4年間の平均件数420件を上回る、過去最多の481件を記録するなど、区民の医療に対する関心の高さが伺えます。
- 医薬品の事故防止や適正使用を促進するため、近年、薬剤師会研修会での情報提供や薬局等での資格者の確認及び偽装医薬品対策等に加え、今後増加が予想されるインターネット販売の監視強化に取り組んだ結果、薬局等の法令適合率は平成26年度の96.4%から平成30年度の99.2%に上昇しています。

#### <課題>

- 患者等から寄せられる医療に関する相談・苦情を受け付け、患者等と医療機関の相互理解をより一層促進するための体制の充実を図る必要があります。
- 近年、区民の健康に対する意識の高まりや医療に対するニーズの多様化により、保健所には医療に関する相談や苦情が多数寄せられており、医療の質の向上と患者等と医療機関とのコミュニケーションの改善が必要とされています。
- 医療や健康に関する相談・苦情について、受付対応時間や受付方法の拡充を検討する必要があります。
- 今後も引き続き、医薬品の事故防止や適正利用を促進するため、インターネットを利用した販売時に、法令で定められた事項の服薬指導が確実に行われているか、医薬品の譲渡人の本人確認や容器包装の確認を確実に行うための体制がとられているかなど、薬局等の監視体制の強化を図る必要があります。

## 施策04 生活環境の衛生を維持します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 保健所の職員による環境衛生関係営業施設への衛生指導や、営業施設に対する利用者の衛生観念の向上等により、平成25年度以降、保健所が実施する化学的検査適合率は、90%以上の高い水準を維持しています。
- 本区では、住宅宿泊事業（民泊）の適正な実施運営の確保や、届け出手段の明確化を目的としたガイドラインを定めています。
- 近年、保健所の窓口等における区民への細やかな説明等により、ネズミや衛生害虫等の被害に遭っている相談者数は減少傾向で推移しています。
- 散歩中の飼い犬の排泄物を放置する飼い主が依然として多いほか、飼い主のいない猫に不妊・去勢手術を行うボランティアが増えつつある中、えさを与えるだけで、不妊・去勢手術やトイレを設置しない区民も多く、これらの行為に対する苦情が絶えない状況にあります。

#### <課題>

- 化学的検査の結果に基づく衛生確保に関する情報の提供を的確に行うことで、対象施設の衛生を確保する必要があります。
- 専門研修やOJT等により、許認可及び衛生指導を行う職員の知識等の向上を促進する必要があります。
- 近年、公衆浴場営業施設をはじめとする営業施設及び設備の老朽化や、営業者の高齢化等により、衛生の維持が困難となっている施設が増加傾向にあります。さらに、経営状況の悪化が設備改善の障害にもなっており、特に家族経営をしているような零細な営業施設では、その傾向が顕著となっています。
- 飼い犬の排泄物の放置防止や飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の増加に向け、実効性の高い取組を推進する必要があります。

# 一政策4 高齢者支援一

## 施策01 高齢者がサークル活動や就労の場を持ち、元気に生活できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 令和7年度には、本区の高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者人口の割合）が25.0%になると予測される中、近年、区内の高齢者がこれまでの生活に根差した豊富な経験や知識を活かしつつ、仕事や社会貢献活動を通して、地域の中でいきいきと活躍するための環境が整いつつあります。
- 本区では、これまでに高齢者クラブやシルバー人材センターへの支援に取り組むとともに、高齢者の就労支援のためのワークスかつしかの設置、社会参加セミナーやシルバーカレッジ、生きがい支援講座事業等を実施しています。
- ワークスかつしかにおける就職者数は、平成30年度実績で99人、また、社会参加セミナーを経て活動しているボランティアグループは、平成30年度実績で20団体となっています。

#### <課題>

- 平成31年3月31日現在、社会奉仕活動や健康増進、レクリエーションなどの場として区内に150設置されている高齢者クラブについて、60歳以上の加入率は7.5%であり、近年、登録者数は減少傾向で推移しています。また、平成31年5月31日現在、シルバー人材センターの60歳以上の登録者数は2,890人、会員の就業率は約68%であり、近年の登録者数は、高齢者クラブと同様に減少傾向で推移しています。
- 今後さらに高齢者人口が増加すると見込まれる中、就業や社会貢献活動、趣味など、自主的に活動する区民が増えていくと予測されます。高齢者クラブやシルバー人材センター以外にも、多くの社会参加方法がある中、関係機関との連携を図りながら、必要な情報を集約し、高齢者がそれぞれの生活や心身状態に応じた社会参加を实践できる仕組みを強化する必要があります。

## 施策02 高齢者が介護を必要とせずに自立して生活できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 本区では、シニア活動支援センターにおいて、身体機能の維持や認知症予防等を目的とした筋力向上トレーニング、脳力トレーニング、回想法教室、公園でのうんどう教室等の介護予防事業を行うとともに、参加した区民が受講後も継続的に介護予防に取り組むことができるよう、自主グループの支援とリーダーの養成に取り組んでいます。
- 区内9か所のフィットネスクラブと協働し、65歳以上の方が運動に取り組むきっかけづくりを支援する運動習慣推進プラチナ・フィットネス事業を実施し、運動習慣の促進と介護予防に取り組む高齢者の増加を促進しています。
- 地域支援事業<sup>1</sup>を活用し、地域の自治町会や高齢者クラブをはじめ、自主団体やNPO法人等の様々な団体が行う高齢者同士の交流や助け合い活動を支援しているほか、介護の専門職の支援を受けながら、重度化防止を図るためのサービス拠点を整備しています。

#### <課題>

- 近年、高齢者が様々な介護予防活動に取り組む一方、特にリーダー養成を行った地域の自主グループにおいて、リーダーの不在あるいはリーダーの少ないグループが存在し、自主グループ活動の継続に支障を来す事態が生じています。リーダー養成を行った地域の自主グループにおいて、持続的な活動ができるようにするため、リーダーに対する継続的な支援等の対策を講じる必要があります。
- 新たなシニア層により、魅力的な自主グループ活動を展開していけるよう、区内7地域ごとに高齢者の介護予防や閉じこもり防止に係る自主グループなどの活動を紹介した「シニア活動マップ」を活用し、活動内容や状況を発信するなど、周知活動に努める必要があります。
- 全12回で終了する運動習慣推進プラチナ・フィットネス事業について、途中脱落者をできる限り少なくする方策をクラブと連携し、研究していく必要があります。
- 今後、介護や医療の専門職がない「高齢者等サロン」を実施する団体または個人に対し、より効果的な介護予防活動につながるよう、医療や介護の専門職による技術的な支援を行う必要があります。
- 就労や生涯学習、社会参加活動を含め、高齢者の様々なニーズに対応し、一体的な情報提供や支援ができる窓口体制を検討する必要があります。

<sup>1</sup> 要支援・要介護になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、高齢者ができるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援するための事業。



## 施策03 高齢者が必要な介護や自立支援を受け、生活できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 近年、高齢化の進行に伴い、要支援・要介護者認定者数も増加しています。平成30年度末の認定者数は22,250人であり、平成20年度と比べて約1.7倍に増加しており、今後さらに増加すると見込まれます。
- 認知症高齢者数も右肩上がりに増加しており、その家族の負担感も増していると考えられます。さらに、ひとり暮らしの高齢者や認知症の方のみの高齢世帯も増えることが予測されます。
- 平成31年3月31日現在、区内には特別養護老人ホームが20施設整備されており、令和2年度までに新たに2施設が整備予定となっています。近年、要介護3以上の認定者数に対する特別養護老人ホームの整備率は24%前後で推移しています。
- 平成31年3月31日現在、認知症高齢者グループホームは33施設、小規模多機能型居宅介護は5施設、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は2施設、それぞれ整備されています。
- 本区では、認知症高齢者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、幅広い世代の区民に対して認知症の正しい理解について普及啓発するため、認知症サポーターの養成や認知症カフェの設置、イベントや広報活動に取り組んでいます。
- 「高齢者の生活に関する調査<sup>2</sup>報告書（平成29年3月）」によると、要支援・要介護認定者のうち約7割が「介護サービスを主に利用し、現在の住まいで生活したい」、「家族の介護を主に受け、現在の住まいで生活したい」と希望している一方、「特別養護老人ホームで生活したい」など、施設で暮らしたいという希望は約1割にとどまっています。

#### <課題>

- 介護を必要とする状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅で安心して暮らせるよう、在宅介護サービスや在宅医療の充実を図る必要があります。また、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護及び看護小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護については、今後の要介護高齢者の推移や、サービスの利用動向に合わせて、適切に整備を行っていく必要があります。
- 認知症になっても本人とその家族がいつまでも地域で安心して暮らし続けられるよう、幅広い世代の地域住民が認知症を正しく理解し、共生していける社会を築く必要があります。
- できる限り早期・軽度の段階で認知症を発見し、適切な支援につなげていくことで、要介護・重度化に陥るのを防ぎ、本人と家族の生活の質を維持する必要があります。また、徘徊症状があっても、本人と家族が安心して地域で暮らし続けることができる環境を整える必要があります。

<sup>2</sup> 本区が平成29年度に策定した「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）」の基礎的な資料とするため、区内在住の65歳以上の高齢者を、要支援・要介護の認定を受けていない方と、要支援・要介護認定を受けている方に分け、それぞれ生活実態や意向等を把握、分析することを目的に実施。



# 一政策5 障害者支援一

## 施策01 障害者が自分らしく自立した生活を営めるように支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 近年、区内では、平成26年4月に就労継続支援B型事業<sup>1</sup>・生活介護<sup>2</sup>を実施する「やすらぎリバーシティ」、平成30年4月に就労継続支援B型事業・生活介護・自立訓練<sup>3</sup>（生活訓練）を実施する「パラんしょうぶ」など、障害のある方のための施設が整備されています。
- 本区がこれらの施設等の整備支援を行ったことにより、特別支援学校の卒業生等を対象に、施設での日中活動を希望する方の活動の場や、知的障害及び身体障害の方々を対象に、地域で生活を支援するための拠点の確保が図られています。
- 平成24年の障害者虐待防止法の施行を受け、障害者権利擁護窓口を設置し、障害者の虐待に関する相談支援体制を整備しました。
- 平成27年度から、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、すべてのサービス利用にあたって、サービス等利用計画又は障害児支援利用計画の作成が必須になったことから、民間の相談支援事業所による利用計画の作成を促進するため、運営費の助成や相談支援専門員養成研修受講料の助成等を実施しています。平成30年度には、利用計画の作成率100%を達成しました。
- 平成28年の障害者差別解消法の施行を受け、地域における障害者差別に関する情報を共有し、障害者差別の解消に向けた取組を効果的かつ円滑に行うために、「葛飾区障害者施策推進協議会」を法が定める「葛飾区障害者差別解消支援地域協議会」と位置づけました。さらに、障害者差別に関する相談窓口を設置しました。
- 障害者総合支援法に基づく福祉サービスについて、精神障害を主たる障害とする利用実績の伸びが著しく、平成25年度の利用件数（累積）は3,907件でしたが、平成30年度は9,476件となりました。

#### <課題>

- 近年、医療的ケアが必要な障害のある方や車椅子利用者を主とする重度重複障害のある方の生活介護事業所やグループホームの受入枠が不足している状況にあります。
- 今後、障害のある方自身の重度化・高齢化、親等の高齢化や死亡等を起因として、地域生活を継続できなくなるケースが増えていくことが大いに懸念されます。また、障害の多様化に伴い、在宅で生活する障害のある方への支援は多岐にわたっていることから、個々の支援の状況や家族の状況等を的確に把握し、個々の支援ニーズに合わせた居宅サービスや施設サービスを組み合わせることで、障害のある方の在宅生活をより適切に支援していく必要があります。

<sup>1</sup> 一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施。A型は雇用型、B型は非雇用型。

<sup>2</sup> 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供。

<sup>3</sup> 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力向上のために必要な訓練を実施。

ます。

- 相談支援を担当する窓口では、身体障害と精神疾患を併せ持つ方からの相談や、高次脳機能障害や発達障害等の専門的な知識が求められる障害に関する相談が増加傾向にあります。多様な障害に関する相談に対して適切に対応するため、区と民間の相談機関が相互に連携して、障害のある方や家族が安心して相談できる相談支援体制を構築する必要があります。また、障害のある方のライフステージに応じて、教育・医療等の関係機関との連携を図り、障害のある方の生涯に寄り添う支援に取り組む必要があります。
- 障害のある方に対し、利用計画の策定からサービスの支給、サービス利用後のモニタリングに至るケアマネジメントを確実に実施していくため、相談支援事業所における支援の質についても、より一層向上させていく必要があります。
- 障害者虐待の防止や早期発見の取組を進めるとともに、養護者、福祉施設従業員等による虐待や不適切な対応があった場合には、養護者への支援や福祉施設への指導、虐待を受けた障害のある方の保護をしていく必要があります。
- 相談支援事業所において、多様化・個別化する支援ニーズに的確に対応するため、障害のある方や家族の意向・状況等を丁寧に把握して利用計画を策定できるよう、計画相談支援及び障害児相談支援の質の向上と人材の育成を図る必要があります。
- 障害者差別に関する相談窓口に寄せられた事例を「葛飾区障害者差別解消支援地域協議会」等の場で共有するとともに具体的な対応策を検討し、不当な差別的取扱いや合理的配慮に関する取組を推進していく必要があります。
- 精神障害のある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括システムの構築を目指すことが必要です。
- 障害者意向等調査によると、「この1年間に趣味や学習、スポーツ、社会活動などの活動をしましたか」との問いに対して、「特にない」という回答が、身体障害で約5割、知的障害で3割以上、精神障害で4割以上、難病患者で約4割に上っており、これらの方々の社会参加が進んでいない状況にあります。障害のある方が地域の中でいきいきと生活していけるよう、障害のある方の社会参加や生きがいづくりを支援する必要があります。

## 施策02 障害者が能力を十分に発揮し、いきいきと働き続けられるように支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### ＜現状＞

- 本区では、障害者就労支援センターにおいて、概ね18歳以上の就労意欲がある障害のある方を対象に、企業実習や作業訓練等を行い、一般企業への就労を支援しています。
- また、平成23年度からは、障害のある方が一般企業への就労に備え経験を積む場として、区が期限を設けて障害のある方を雇用する「チャレンジ雇用事業」を実施しています。
- 平成25年に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（いわゆる障害者優先調達推進法）が施行されたことを受け、区も「障害者就労支援施設等からの物品等調達推進方針」を策定し、区内障害者施設からの物品調達の推進を図る等福祉的就労への支援として通所施設利用者の工賃向上に取り組んでいます。
- 平成25年の障害者の雇用の促進等に関する法律（いわゆる障害者雇用促進法）の改正を受け、特例子会社も年々増えていく傾向にあります。

#### ＜課題＞

- 近年、障害者就労支援センターへの登録者数は、毎年100名程度増加していることから、今後、障害のある方が就職後に会社で困った時に相談を受け、できるかぎり働き続けられるように支援することを目的とした職場訪問が十分に行えないおそれがあります。
- 就労意欲のある障害のある方の特例子会社への就労を含めた一般企業への就労を促進するため、障害者就労支援センターと民間の就労支援施設及びハローワークとの連携を強化する必要があります。
- 障害のある方が継続して働き続けることができるよう、定着支援事業所との連携のもと、さらなる職場定着を支援する必要があります。また、障害者就労支援登録者等相談記録システムを本格稼働させることによって、職場の定着支援の充実を図る必要があります。
- 工賃の向上や受注量の拡大など、福祉的就労への支援を充実する必要があります。

## 施策03 発達が心配される児童一人ひとりの発達を支援します

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 本区では、平成28年10月に児童発達支援センター「のぞみ学園かめあり」が開設されたほか、令和2年度中には「(仮称) 高砂児童発達支援センター」が開設予定となっています。これらの施設の開設により、児童発達支援センターの定員枠が拡大します。
- 本区では、幼稚園・保育園等に職員が出向き、幼児への実際の養育を通して、施設職員や保護者に対して、発達の状況や支援の状況を伝える保育所等訪問支援を実施しています。
- 児童発達支援センター等の養育機関と子ども総合センター、保育園、幼稚園、学校が連携し、発達に課題のある児童の早期発見から養育機関における専門的な支援までを行っています。
- 重度の障害等のために外出が困難な児童の養育の機会が限られています。

#### <課題>

- 子ども発達センターでは令和元年10月現在、11の幼稚園・保育園と連携し、保育所等訪問支援事業を実施していますが、今後、さらに保育所等訪問支援事業に取り組む事業所の増加を図る必要があります。
- 保育所等訪問支援の拡充にあたっては、養育に関する相当の知識と経験を有する人材の確保を図る必要があります。
- 重度の障害等のために外出が困難な児童が、養育を受けることができるように新たな事業の検討が求められています。

# 一政策7 低所得者支援一

## 施策01 生活に困窮する区民が健康で文化的な最低限度の生活を維持できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 近年、全国的に生活困窮者が増加する中で、生活困窮者について早期に支援を行い、自立の促進を図るため、平成27年4月1日に生活困窮者自立支援法が制定されました。その後、平成30年10月1日には、同法及び生活保護法の一部が改正され、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の双方向の連携を明確化し、連続性のある支援を目指すこととなりました。
- 生活困窮者自立支援法の制定を受け、本区では、庁内及び関係機関への周知や専門的な知識を有する職員が自立支援相談員として、区民に対してきめ細かな対応に取り組んだことにより、新規の相談件数が増加傾向にあります。
- 生活困窮に至る事由や背景が多様化していることから、これまでの公共職業安定所や就労支援専門員による支援に加え、就労に向けた動機付けを含めた支援などを行っています。その結果、稼働年齢層にある世帯員が就労したことに伴い生活保護を脱却した世帯の割合は、増加傾向にあります。
- 本区のひとり親世帯の数は、平成27年国勢調査の時点で、母子世帯(他世帯員同居含む)が2,990世帯(うち6歳未満の子どもがいる世帯591世帯)、父子世帯(同含む)が453世帯(うち同44世帯)です。
- 平成29年度の東京都福祉保健基礎調査によると、年間収入が200万円未満である世帯については、母子世帯全体の35.9%、父子世帯全体の14.3%となっています。
- 生活保護を受給している母子世帯やその他世帯のうち世帯主や世帯員が就労している世帯の割合は、平成24年度から増加傾向にあります。また、生活困窮者自立支援制度では、個人に寄り添った支援計画を策定して様々な支援を進めることにより、就労等で増収が図られ支援が終了した利用者数も増加しています。
- 基礎学力の向上を図り高校進学や将来の進路選択の幅を広げ、将来、自立した生活を送れるようにすることが求められています。このため、子どもの学習支援事業を区立中学校全24校で実施しています。

#### <課題>

- 心身の状況、地域社会からの孤立、ひきこもりなどの事情を抱える方には、関係機関と連携し、支援体制のより一層の強化を図る必要があります。さらに、生活困窮者自立支援制度の広報や周知などに加え、自ら相談窓口に出向くことが困難な方には、支援を個人に届ける観点からアウトリーチ(訪問支援)が必要です。
- 今後、高齢化の進展に伴い、稼働年齢層全体の減少や、長期のひきこもりで就労・社会経験が乏しいなど就労が容易でない者の顕在化が想定されます。また、就労による自立支援は、雇用環境が社会経済情勢に左右されるものであることを踏まえた上で取り組むことが必要

です。さらに、日常生活や社会生活面での自立に向けた支援の構築も必要です。

- ひとり親世帯の自立と経済的に安定した生活を送れるようにするため、就職に有利な資格取得を目的とした給付金の支給や就労の支援の充実が必要となります。
- ひとり親世帯が地域で生活し、自立した生活を送るためには、ひとり親世帯を支える専門機関を中心に、関連機関が連携して様々な支援策を活用し、重層的に支えることが重要になります。
- ひとり親世帯の子どもたちが安心して進学できる適切な支援が望まれています。



# 一政策8 地域福祉一

## 施策01 福祉サービスを利用する人が安心してサービスを利用できるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 福祉サービス第三者評価とは、第三者の評価機関が、一定の基準に基づき、福祉サービス提供事業者のサービス内容を評価することです。近年、この評価を受審した区内の事業所数（認知症高齢者グループホーム、認可保育所、特別養護老人ホーム）は、年度ごとに増減はあるものの、年間80件程度と横ばいで推移しています。
- 本区では、弁護士や大学教授等の有識者が公正・中立な立場で、区民の苦情の申立てを適切かつ迅速に処理することにより、区民の権利及び利益を保護するとともに、福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス苦情調整委員を設置しています。
- 近年、苦情申立て件数は平成28年度の23件から平成30年度の11件と減少傾向にあり、特に介護施設を利用している方からの苦情相談が減少しています。また、施設ごとに、苦情相談窓口が設けられており、区が行っている指導監査の際に、苦情処理等の状況を点検しています。
- 優秀な介護人材を育成し、区民に良質かつ適切なサービスを提供するため、介護施設の管理者や一般職員等を対象に、介護人材スキルアップ研修を実施しています。
- 本区における成年後見制度の利用者数は、平成30年6月時点で672人であり、前年5月時点の661人と比べて増加傾向にあります。成年後見センターでは、平成26年度から市民後見人養成講座を開催し、修了生の中から希望者が、後見支援員として社会福祉協議会の法人後見の補助業務を行うことで、後見人となるための実務経験を積む取組を始めています。

#### <課題>

- 福祉サービス第三者評価を、多くの事業所が受審するよう積極的な働き掛けを行い、受審事業所数の増加を図る必要があります。
- 後見支援員は年々増えているものの、後見支援員が実務経験を積むための活動の場が不足している状況にあります。後見支援員が実務を習得する機会を増やし、市民後見人の育成を図る必要があります。
- 成年後見事業については、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、後見人の受任調整等を行う中核機関の設置を進めていく必要があります。
- 介護人材スキルアップ研修は、より多くの介護職員が参加できるよう、参加しやすい環境の整備を進めていく必要があります。

## 施策02 支援が必要な高齢者等を地域で支えあうしくみをつくりま

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### ＜現状＞

- 本区では、7つの日常生活圏域ごとに、高齢者総合相談センター（地域包括支援センター）を2か所ずつ設け、地域の身近な相談窓口として、高齢者とその家族への支援を行っています。併せて、高齢者総合相談センターの周知、職員体制の充実及び人材の育成を図り、個別相談への対応と地域包括ケアシステム推進のための地域づくりに取り組んでいます。
- ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、単身障害者や認知症高齢者について、区、高齢者総合相談センター、民生委員や関係機関による協力のもと、地域全体でその方を見守り、支える仕組みづくりを推進しています。
- 高齢者を地域で支える基盤をつくるため、社会福祉協議会による小地域福祉活動を推進しているほか、高齢者総合相談センターが中核となり、地域の生活支援に関するニーズや地域資源を把握し、新たなサービスの創出や担い手となる人材の育成を進め、地域の高齢者と必要なサービスを結び付ける生活支援体制整備事業を開始し、住民同士が地域全体で支え合い、助け合う地域づくりを推進しています。

#### ＜課題＞

- 今後、少子高齢化や核家族化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加が見込まれるとともに、孤独死が増えることが懸念されます。また、認知症高齢者の増加が見込まれるとともに、介護する家族の経済的・精神的負担も増え、虐待につながるケースが増えることも懸念されます。
- 公的なサービスでは補えない、簡単な身の回りの世話や外出の付き添いなどの需要が高まっているため、ボランティアなど地域で支える力を育てる必要があります。
- 多様な相談に対応できる体制、孤独死や虐待を防ぎ、認知症の方も安心して地域で生活することのできる見守り体制の充実を図る必要があります。また、高齢者のみではなく、その子どもや孫など家族全体を包括的に支援することのできる体制の構築を図る必要があります。
- 高齢者を地域全体で支える基盤を構築するため、地域の課題やニーズを分析・把握し、住民が主体となって新たなサービスの創出や人材の育成を行う必要があります。
- 相談者が抱える問題が多様化していることに伴い、支援内容も複雑化していることを踏まえ、福祉に関係する機関が連携を図りつつ、必要な人に必要な支援が行き渡るための支援体制を充実させる必要があります。

# 一政策16 人権・平和・ユニバーサルデザイン一

## 施策01 すべての人の基本的人権が尊重され、男女が対等な立場で協力し合えるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### <現状>

- 女性、高齢者、障害者、外国人に対する偏見や差別、同和問題、配偶者からの暴力（DV）、高齢者虐待、ハラスメントなど人権課題は後を絶たず、社会状況の変化等により、新たな人権課題の顕在化や人権課題が複雑化・多様化しています。
- 「政策・企画マーケティング調査」では、日常生活の中で差別があると感じていない区民の割合は、60.1%（平成23年度）から64.7%（平成30年度）に上昇しています。また、男女共同参画社会の実現に向け、葛飾区の審議会等の女性参画状況は、25.1%（平成23年度）から29.5%（平成30年度）へと増加傾向にあります。
- 「政策・施策マーケティング調査」によれば、男女の共同参画が進んでいると思う区民の割合は40.4%（平成30年度）にとどまっています。
- 急速に進んだ情報化社会の中で、その匿名性、情報発信の安易さからインターネットを利用したセクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、部落差別や外国人等に関する差別的書き込み、プライバシー侵害、名誉棄損等の人権侵害が発生しています。
- 性の多様性に対する社会の理解が不十分であることにより、性自認や性的指向に関して困難を抱える当事者が、誰にも相談できず悩みを抱え込むことが多く、また、打ち明けた場合でも、職場で嫌がらせを受ける等の差別や偏見に苦しみ、社会的孤立を深めています。

#### <課題>

- 今後も固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がともにその個性と能力を十分に発揮し、協力し合えるよう教育・啓発を推進する必要があります。
- これまでも取組を進めてきた同和問題等への人権課題に引き続き取り組むとともに、性自認・性的指向やインターネット上の人権侵害等、今日的な人権課題に対しても普及啓発等の取組を進める必要があります。
- 配偶者からの暴力については、身体的暴力だけでなく、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力なども含まれ、意識啓発や当事者支援の充実が引き続き求められています。
- 多様性を尊重しつつ、積極的に活かしていくことが地域社会をより良くしていくという価値観を広く普及することで、人権意識が地域社会に浸透した共生社会を構築していく必要があります。

## 施策02 世界平和を願い、核兵器廃絶を望むようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### ＜現状＞

- 「葛飾原爆被爆者の会」の会員が小中学校を訪問し、直接、小中学生に体験を語る「被爆体験講話」を、区内の各地域で行っています。
- 区と「葛飾原爆被爆者の会」の共催の「非核平和祈念のつどい」では、毎年、青戸周辺の保育園をはじめ、区立小中学校が参加し、多くの千羽鶴が集められています。令和元年度は16校（小学校7校、中学校9校）の小中学校で千羽鶴を作成しています。
- 「葛飾原爆被爆者の会」の講話を記録したDVDを平成27年度に制作し、各学校及び図書館に配布しています。
- 現在、戦後生まれの世代が約8割以上を占めていますが、「政策・施策マーケティング調査」によると、非核平和に関心を示す方が平成26年度から徐々に増加し、平成29年度は75%を占めるなど、高い値を示しています。

#### ＜課題＞

- 「葛飾原爆被爆者の会」の会員の高齢化が進み、会員数も減少しています。このため、原爆被爆者が自らの体験を語る「被爆体験講話」の実施回数が減少することや、共催としての「非核平和祈念のつどい」の開催が危ぶまれることが懸念されています。
- 「葛飾原爆被爆者の会」の講話を記録したDVDや広島・長崎の資料の活用を校長会や教育委員会へ積極的に働きかけ、今後も継続した啓発活動を行う必要があります。
- 千羽鶴を作成する参加校をより増やすとともに、国内外の人々との交流や異なる文化を知ることなどの様々な事業を通じて、平和を考える機会を増やしていく必要があります。

## 施策03 すべての人にとって使いやすいデザインやしきみが随所に取 り入れられるようにします

### 【施策を取り巻く現状と課題】

#### ＜現状＞

- 平成18年に「葛飾区交通バリアフリー基本構想」、平成23年に「葛飾区バリアフリー基本構想」を策定し、京成立石駅、金町駅、新小岩駅の各駅圏で設定している重点整備地区内において指定されている53箇所の特定事業（道路、公園、建築物）のうち、現在まで43箇所の整備が完了しました。
- 民間建築物バリアフリー化整備費助成を平成9年度より全11件に対して実施しました。
- 平成29年度に新小岩駅にエレベーターが設置されたことで、スロープが設置されている京成金町駅、柴又駅を除く全ての鉄道駅でエレベーターの整備が完了しました。
- 平成30年度には、JR新小岩駅総武快速線ホームにおいてホームドアが設置され、令和元年度には、区内鉄道駅（連立事業中の立石駅を除く11駅）のうち、10駅で内方線付き点状ブロックの整備が完了する見込みです。
- 公共サインの再構築は区内12エリアで実施しており、令和元年度で整備が完了する見込みです。
- 令和2年度には、新小岩駅南口、北口駅前広場が整備完了予定であり、南北自由通路の整備とともに、駅周辺の更なるバリアフリー化が見込まれます。
- JR金町駅常磐緩行線ホーム、JR新小岩駅総武緩行線ホームでのJR東日本によるホームドア設置が令和7年度末までに実施される計画があります。
- 区内約20kmに設定された特定経路のうち、15.6km（平成30年度末時点）の区道において歩道勾配改善事業を実施しています。歩道勾配改善事業を毎年度計画的に実施し、区内道路のバリアフリー化を着実に推進します。
- 葛飾区人口ビジョン(平成28年3月)によると、2010年に約9.7万人だった老年人口（65歳以上）が、2045年には約13.7万人に増加し、ピークを迎えると予想されており、区内各所でバリアフリー化に対するニーズがより一層高まることが想定されます。

#### ＜課題＞

- 現在、重点整備地区に指定している3つの鉄道駅圏（京成立石、金町、新小岩）のみならず、その他の鉄道駅圏についても、生活と密接に関係する施設（駅、官公庁施設、福祉施設、医療施設、文化・スポーツ施設、公園、商業施設など）を結ぶ経路において、より一層のバリアフリー化に取り組む必要があります。
- 歩道と車道の境界については、視覚障害者がその違いを認識し安全に通行できることはもとより、車いすやベビーカー、シニアカー等の使用者の利便にも配慮した形態としていく必要があります。
- 公共サインの整備については、再構築した公共サインの維持管理を継続的に進めるとともに、多言語化や多様な情報の表記への対応に取り組む必要があります。
- 今後も、あらゆる事業の実施にあたって、計画・検討の段階からユニバーサルデザインの考え方を取り入れつつ、継続的な見直しを行っていく必要があります。